

施策名	目標7-1 公害健康被害対策(補償・予防)										担当部局名	環境保健部企画課 保健業務室	作成責任者名 (※記入は任意)	船坂 和夫 近藤 恵美子	
施策の概要	公害に係る健康被害について、公健法に基づき認定患者への公正な補償給付等の実施を確保するとともに公健法による健康被害予防事業を推進し、さらに地域人口集団に係る環境汚染による健康影響の継続的監視等を行うことで、迅速かつ公正な補償並びに被害の予防及び健康の確保を図る。										政策体系上の位置付け	7. 環境保健対策の推進			
達成すべき目標	公健法に基づく公正な補償給付を迅速に行う。公健法による健康被害予防事業を推進し、被害の未然防止及び健康の確保を図る。					目標設定の考え方・根拠	公害健康被害の補償等に関する法律				政策評価実施予定時期	平成27年6月			
測定指標	基準値	基準年度	目標値	目標年度	年度ごとの目標値 年度ごとの実績値						測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠				
					24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度		30年度			
1 公健法に基づく補償給付の支給の進捗状況	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	事業活動等に伴って生ずる著しい大気汚染等の影響により健康被害に係る損害を補填するための補償を行うことにより、健康被害に係る被害者の迅速かつ公正な保護及び健康の確保に資する。			
2 公害健康被害の補償等に関する法律第68条に基づき各地方公共団体が行う健康相談事業、健康診査事業及び健康相談事業(「フタト3事業」)の参加者に対してアンケート調査を実施し、事業評価について6段階評価で上から2段階までの評価を得た回答者の割合	—	—	80%	—	80%	80%	80%	80%	80%	80%	80%	大気汚染等の影響によるぜん息等の健康被害者の健康を回復し、地域住民への健康被害を予防するため、ぜん息患者等のニーズ反映させる。			
3 公害健康被害の補償等に関する法律第46条に基づき各地方公共団体が行うリハビリテーションに関する事業、転地療養に関する事業その他の事業を実施し、当該事業に参加した延べ人数の割合	—	—	80%	—	80%	80%	80%	80%	80%	80%	80%	大気汚染等の影響による健康被害者の福祉に必要な事業を行うことにより、被害者の迅速かつ公正な保護及び健康の確保を図る。			
4 環境保健対策基礎調査の調査対象者数及び調査対象者の同意率(3歳児調査)	—	—	60,000人及び75%	—	60,000人及び75%	60,000人及び75%	60,000人及び75%	60,000人及び75%	60,000人及び75%	60,000人及び75%	60,000人及び75%	中公審答申及び附帯決議に基づき、地域人口集団の健康状態と大気汚染との関係を毎年、継続的に観察し、何らかの傾向が認められる場合には、その原因を考察し、大気汚染との関係が認められる際には、必要な措置を講ずる。60,000人以上の調査対象人数を得る事及び75%以上の同意率を得る事で信頼性のある調査を実施する。			
環境保健対策基礎調査の調査対象者数及び調査対象者の同意率(6歳児調査)	—	—	60,000人及び75%	—	60,000人及び75%	60,000人及び75%	60,000人及び75%	60,000人及び75%	60,000人及び75%	60,000人及び75%	60,000人及び75%	中公審答申及び附帯決議に基づき、地域人口集団の健康状態と大気汚染との関係を毎年、継続的に観察し、何らかの傾向が認められる場合には、その原因を考察し、大気汚染との関係が認められる際には、必要な措置を講ずる。60,000人以上の調査対象人数を得る事及び75%以上の同意率を得る事で信頼性のある調査を実施する。			
5 公害健康被害補償制度の円滑な実施運営を図るため、公害被害補償基礎調査を実施	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	公害被害補償基礎調査の実施し、各自治体に公害診療報酬明細書等の集計結果等をフィードバックすることで公害健康被害補償制度の円滑な実施運営を図る。なお、参考値として、入院外の公害診療報酬明細書における1件あたりにかかる金額の変化率の異常値検出割合を記載する。			
達成手段 (開始年度)	予算額計(執行額)				当初予算額	関連する指標	達成手段の概要等					平成26年 行政事業レビュー 事業番号			
	23年度	24年度	25年度	26年度											
(1) 公害健康被害補償基本統計調査(平成7年度)	4 (3)	4 (3)	5	5	5	1	<達成手段の概要> 公害健康被害の補償等に関する法律(公健法)の被認定者の更新、制度離脱状況等及び補償給付関係項目を更新整理し、公害認定患者に関する基礎資料を得る。 <達成手段の目標> 公害健康被害補償制度の今後の運営のため、被認定患者数及び補償費用等の変動推移を更新整理した基礎資料を元に、被認定患者数及び補償費用の将来推計等を行い、認定患者の補償を行う。 <施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容> 公健法の被認定者への次年度の補償給付額確定、賦課金所要額の算定根拠となり、公害健康被害補償制度の安定的な運営に寄与。	261							
(2) 公害健康被害補償給付支給事務費交付金(昭和49年度)	1,159 (1,159)	1,105 (1,105)	1,087	1,095	1,095	1	<達成手段の概要> 大気汚染等の影響による健康被害に係る損害を補填するための補償。 <達成手段の目標> 健康被害に係る被害者の適切な保護及び健康の確保 <施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容> 都道府県知事又は同法第4条第3項の政令で定める市の長が行う公害健康被害認定審査会運営経費など、事務の処理に要する費用の1/2に相当する金額を交付。	263							
(3) 自立支援型公害健康被害予防事業補助金(平成20年度)	200 (200)	200 (200)	200	200	200	2	<達成手段の概要> 地域住民の大気汚染による健康被害を予防するための総合的な環境保健施策。 <達成手段の目標> 地域住民の大気汚染によるぜん息等の健康被害の予防や健康回復をはかる。 <施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容> ぜん息患者等が日常生活の中において自立的にぜん息等の発症予防、健康回復等を行うことを支援するために補助金を交付。	266							
(4) 公害保健福祉事業助成費(昭和49年度)	58 (35)	51 (33)	50	42	42	3	<達成手段の概要> 大気汚染等の影響による健康被害者の福祉に必要な事業を行う。 <達成手段の目標> 被害者の適切な保護及び健康の確保 <施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容> 独立行政法人環境再生保全機構が納付金を納付する事業を交付の対象とし、補助を行う。	264							
(5) 環境保健サーベイランス調査費(健康影響等調査)(平成8年度)	161 (138)	160 (137)	156	175	175	4	<達成手段の概要> 中公審答申及び附帯決議により、定期的・継続的に観察実施することを求められているため、当該調査を維持継続する。 <達成手段の目標> 60,000人以上の調査対象人数と75%以上の同意率をえることで信頼性を確保した調査を滞りなく実施する <施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容> 確立された調査方法に基づいて確実に実施し、結果をホームページ等に掲載し、広く国民に周知する。	262							

(6)	公害健康被害補償基礎調査費 (昭和51年度)	11 (10)	11 (10)	11	14	5	<p><達成手段の概要> 各自治体における審査状況を点検しつつ、療養給付の実態把握し、とりまとめたものを各自治体へ還元することにより、不正請求の未然防止や早期発見に資する。</p> <p><達成手段の目標> 滞りなく実施する</p> <p><施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容> 都道府県知事又は同法第4条第3項の政令で定める市の長が行う診療報酬の審査及び支払い状況について、1ヶ月分を抽出して確認し、その状況を集計してまとめる。</p>	265
(7)	イタイイタイ病及び慢性カドミウム中毒に関する 総合的研究(再掲:25-41) (平成13年度)	37 (31)	34 (30)	34	34	—	<p><達成手段の概要> イタイイタイ病の病態解明や慢性カドミウム中毒の健康影響に関する調査研究を行う。</p> <p><達成手段の目標> 今後のイタイイタイ病対策に必要な科学的知見を幅広く収集する。</p> <p><施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容> イタイイタイ病認定審査の促進、紛争の解決を図る。</p>	268
(8)	イタイイタイ病及び慢性砒素中毒発地域住民 健康影響実態調査(再掲:25-41) (昭和47年度)	64 (33)	39 (21)	38	35	—	<p><達成手段の概要> カドミウムや砒素の汚染地域住民の健康影響を把握する。また環境被害を克服してきた歴史を継承する。</p> <p><達成手段の目標> 汚染地域住民の健康上の問題の軽減、解消。イタイイタイ病に関する情報収集・発信</p> <p><施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容> 汚染地域住民の健康影響を調査し、適切に管理する。また、イタイイタイ病の教訓を継承する。</p>	269
(9)	自動車重量税財源公害健康被害補償に係る納 付金財源交付 (昭和49年度)	9,167 (9,158)	8,805 (8,802)	8,559	8,347	—	<p><達成手段の概要> 大気汚染等の影響による健康被害に係る損害を補填するための補償。</p> <p><達成手段の目標> 健康被害に係る被害者の適切な保護及び健康の確保</p> <p><施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容> 公害健康被害の被認定者に関する補償給付等の費用に充てるための納付金のうち、大気の汚染の原因である物質を排出する自動車に係る分として自動車重量税の収入見込額の一部に相当する額を交付する。</p>	267
施策の予算額・執行額		10,862 (10,769)	10,409 (10,340)	10,140	9,948	施策に関係する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)		

平成26年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

(環境省26-32)

別紙1

施策名	目標7-2 水俣病対策				担当部局名	環境保健部特殊疾病対策室	作成責任者名 (※記入は任意)	小林 秀幸				
施策の概要	水俣病については、「水俣病被害者の救済及び水俣病問題の解決に関する特別措置法」等に基づき、水俣病被害者の救済対策、水俣病発生地域の環境福祉対策の強化を図る。また、水俣病経験の情報発信と国際貢献及び水俣病に関する総合的研究を進める。				政策体系上の位置付け	施策7 環境保健対策の推進						
達成すべき目標	水俣病認定者に対する迅速な補償給付。水俣病発生地域の再生・融和の促進。我が国の経験や技術を活かした情報発信と国際貢献。				目標設定の考え方・根拠	水俣病被害者の救済及び水俣病問題の解決に関する特別措置法		政策評価実施予定時期 平成27年6月				
測定指標	基準値	基準年度	目標値	目標年度	年度ごとの目標値 年度ごとの実績値						測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠	
					24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度		30年度
1 水俣病患者に対する療養費の支給の進捗状況	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	「公害健康被害の補償等に関する法律」(昭和48年法律第111号)、「水俣病患者の救済及び水俣病問題の解決に関する特別措置法の救済措置の方針」(平成22年4月閣議決定)等に基づく医療費の給付。
2 離島等医療・福祉推進モデル事業の年間参加者数(水俣病発生地域における医療・福祉レベルの向上)	-	-	18,000	26年度	18,000	18,000	18,000	-	-	-	-	「水俣病被害者の救済及び水俣病問題の解決に関する特別措置法の救済措置の方針」(平成22年4月閣議決定)に基づく医療・福祉施策。平成23年度より年間参加者数が18000人超で推移していることから、同規模の参加者数を目標に設定。
3 水俣市水俣病資料館の来館者数(再生・融和、情報発信の推進)	-	-	50,000	26年度	48,688	48,235	50,000	-	-	-	-	「水俣病被害者の救済及び水俣病問題の解決に関する特別措置法の救済措置の方針」(平成22年4月閣議決定)に基づく環境教育等の推進。目標設定については、水俣市環境基本計画の来館者数の目標値。
4 水俣市観光客入込数(水俣地域の経済活性化)	-	-	-	-	436,978	587,136	-	-	-	-	-	「水俣病被害者の救済及び水俣病問題の解決に関する特別措置法の救済措置の方針」(平成22年4月閣議決定)に基づく地域振興の取組み。水俣地域の地域振興、経済の活性化の指標として、水俣地域への観光客の入込数を測定指標とする。
達成手段 (開始年度)	予算額計(執行額)			当初予算額	関連する指標	達成手段の概要等	平成26年 行政事業レビュー 事業番号					
	23年度	24年度	25年度	26年度								
(1) 水俣病総合対策関係経費(昭和49年度)	22,326 (22,098)	26,513 (26,420)	10,629	11,301	1,2,3	<達成手段の概要> 医療事業対象者(医療手帳・水俣病患者手帳保有者)に対して、療養費、手当を支給する。また、水俣病発生地域における医療・福祉対策等を推進する。 <達成手段の目標> 水俣病発生地域における健康上の問題の軽減・解消等:数値化困難 <施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容> 水俣病の最終解決を図り、すべての水俣病患者が地域社会の中で安心して暮らしていける環境づくりを進める。	270					
(2) 水俣病対策地方債償還費(平成12年度)	154 (154)	3,899 (3,899)	3,513	3,321	-	<達成手段の概要> 熊本県が、水俣病対策に係る県債の償還に支障をきたさぬよう、その不足額を補助する。 <達成手段の目標> 県債の償還率:100% <施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容> 水俣病が生じる原因となったメチル水銀を排出した事業者による患者補償を、将来にわたり自力で患者補償を行うことを確保する。	271					
(3) 水俣病に関する総合的研究(昭和48年度)	59 (25)	39 (35)	35	36	-	<達成手段の概要> 水俣病やメチル水銀の健康影響に関する調査研究を行う。 <達成手段の目標> 訴訟に必要な科学的知見、社会学的知見の収集:数値化困難 <施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容> 認定審査の促進、紛争の解決を図る。	272					

(4) 国立水俣病総合研究センター	610 (602)	395 (388)	339	527	-	<p><達成手段の概要> 水俣病に関する総合的な調査、研究並びに水俣病、水銀等に関する国内外の情報の収集、整理、提供を行うこと及びこれらに関連する研究の実施。</p> <p><達成手段の目標> 国内外で過去に水銀汚染によって引き起こされた健康被害・環境汚染の解決及び将来的な発生防止。</p> <p><施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容> 水俣病発生地域に対する化学的アプローチによる情報発信、及び途上国支援を中心とする水銀管理技術の移転による国際貢献。</p>	273
(5)「環境首都水俣」創造事業	-	200 (200)	213	308	4	<p><達成手段の概要> 水俣病が発生して半世紀以上にわたり、地域経済の疲弊や地域社会の軋轢など深刻な影響が及んでしまった水俣病発生地域において、水俣病問題の解決のため、地域社会の絆の修復、地域の再生・融和、地域の振興・雇用確保に関する取組の加速化を行うための事業について支援する。</p> <p><達成手段の目標> 水俣地域における地域経済の活性化、雇用の確保</p> <p><施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容> 水俣病問題の解決に向けて、水俣地域の振興、活性化を図る。</p>	274
(6) 環境首都水俣アピール推進事業	-	-	131	220	4	<p><達成手段の概要> 水銀に関する水俣条約外公会議の開催を契機に、「公害被害からの環境再生」のシンボルとして、水俣の魅力や環境負荷の低減等環境価値の向上を図りつつ一層高め、水俣条約の早期発効による環境首都水俣のブランド化を図り、世界から一層多くの人に訪れてもらうことを目指す事業。</p> <p>具体的には、国内外から水俣への来客を呼び込み地域経済を活性化させるため、再生可能エネルギーを活用した環境負荷の低減を行いつつ、水俣病被害者を含む身体に障がいのある方でも快適に使用できるよう、水俣の玄関口である肥薩おれんじ鉄道水俣駅舎、古くから湯治場として知られる湯の鶴温泉の保健センター及び水俣市立水俣病資料館を地域の交流拠点、観光の拠点としリニューアルする事業を行う。</p> <p>また、水俣条約暫定事務局への資金拠出を通じ、条約の早期発効を図ることにより、環境首都水俣のブランド化を促進する。</p> <p><達成手段の目標> 水俣地域における地域経済の活性化、国内外からの来訪者の増加、水俣地域のブランド化</p> <p><施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容> 水俣病問題の解決に向けて、水俣地域の振興、活性化を図る。</p>	275
施策の予算額・執行額	… (…)	… (…)	…	…		<p>施策に関する内閣の重要政策 (施政方針演説等のうち主なもの)</p>	

平成26年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

(環境省26-33)

別紙

施策名	目標7-3 石綿健康被害救済対策				担当部局名	総合環境政策局 環境保健部企画課 石綿健康被害対策室	作成責任者名 (※記入は任意)	石綿健康被害対策室長 神ノ田 昌博				
施策の概要	石綿の健康被害の救済に関する法律に基づき、被害者及び遺族の迅速な救済を図る。				政策体系上の位置付け	施策7 環境保健対策の推進						
達成すべき目標	石綿による健康被害を受けた者及びその遺族に対し、医療費等を支給するための措置を講ずることにより、石綿による健康被害の迅速な救済を図る。また、石綿による健康被害の予防に関する調査研究を推進する。				目標設定の考え方・根拠	石綿による健康被害の救済に関する法律(平成18年法律第4号)第1条、第80条		政策評価実施予定時期	平成27年6月			
測定指標	基準値		目標値		年度ごとの目標値 年度ごとの実績値						測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠	
		基準年度		目標年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度		30年度
1 石綿法に基づく認定業務の進捗状況(療養者からの医療費等の申請に対する認定・不認定決定までの平均処理日数)	173日	平成18年度	120日 (平成18年度の3割減)	-	140日	140日	120日	120日	120日	120日	120日	<ul style="list-style-type: none"> 石綿による健康被害の迅速な救済を図るためには、認定業務に係る期間を短縮することが重要であり、療養者からの医療費等の申請に対する認定・不認定決定までの平均処理日数を指標として選定。 これまでは、事務手続きの効率化・必要な提出書類に関する医療機関への周知等により、平成18年の石綿健康被害救済制度発足当時の平均処理日数の2割減を維持するよう目標を設定してきたところ。平成26年度以降は、これらの取組みを着実に実施することにより、制度発足当時の平均処理日数の3割減を維持するよう目標を設定。
測定指標	基準		目標		施策の進捗状況(目標) 施策の進捗状況(実績)						測定指標の選定理由及び目標(水準・目標年度)の設定の根拠	
		基準年度		目標年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度		30年度
2 7地域における環境リスク調査の進捗	-	-	全国7地域で5年間(平成22~26年度)調査を実施し、石綿ばく露者の中・長期的な健康管理の在り方を検討するための知見を収集。	平成26年度	-	-	-	-	-	-	-	<ul style="list-style-type: none"> 石綿による健康被害の救済に関する法律の規定で、石綿による健康被害の予防に関する調査研究の推進に努めることとされているほか、国会の附帯決議で、石綿にばく露した可能性のある周辺住民に対する健康相談及び問診の実施や、医学的に必要と認められる住民に対する定期的な経過観察等、健康管理対策を図るよう努めることとされていることから、指標として選定。
達成手段 (開始年度)	予算額計(執行額)				当初予算額	関連する指標	達成手段の概要等				平成26年 行政事業レビュー 事業番号	
	23年度	24年度	25年度	26年度	26年度							
石綿問題への緊急対応に (1)必要な経費 (平成18年度)	750 (648)	688 (579)	771	695	695	1.2	<ul style="list-style-type: none"> (独)環境再生保全機構への交付金により、石綿による健康被害の救済に関する法律に基づく救済給付の支給に係る認定業務等を実施。 各種調査研究の実施により、石綿による健康被害の予防に関する知見等を収集。 これらにより、石綿健康被害救済制度を着実に運用するとともに、被害者及び遺族の迅速な救済を実施。 				276	
施策の予算額・執行額	750 (648)	688 (579)	771	695	施策に関係する内閣の重要政策 (施政方針演説等のうち主なもの)		-					

平成26年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

(環境省26-34)

別紙1

施策名	目標7-4 環境保健に関する調査研究				担当部局名	環境安全課	作成責任者名 (※記入は任意)					
施策の概要	<p>健康被害をもたらしている可能性が指摘され、国民的な関心は高いが因果関係は科学的には明らかにされていない種々の環境因子について、調査研究を推進する。また、既に明らかになっている知見について、一般に分かりやすく情報提供を行い、必要な対処等を行うよう意識啓発を進める。</p> <p>①花粉症についての情報や花粉の飛散予測等について、一般に情報提供を行い、花粉症の発症・増悪の予防を進める。</p> <p>②黄砂の健康影響についての実態を明らかにし、必要に応じて適切な対応を検討する。</p> <p>③熱中症の健康影響について一般に普及啓発を行う。</p>				政策体系上の位置付け	7. 環境保健対策の推進						
達成すべき目標	花粉症、黄砂の健康影響、熱中症の健康影響について調査研究を進めるとともに、一般に普及啓発を図る。				目標設定の考え方・根拠	国民に健康被害をもたらしていると指摘されている環境因子について調査研究を行う。		政策評価実施予定時期 平成27年6月				
測定指標	基準値		目標値		年度ごとの目標値 年度ごとの実績値						測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠	
	基準年度	目標年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度			
1 花粉飛散モデルによる予測総花粉量と実際の総花粉量の寄与率(R ²)	21.7%	24年度	60.0%	-	60.0%	60.0%	60.0%	60.0%	60.0%	60.0%	60.0%	本施策においては、花粉の総飛散量をできるだけ正確に行うことが目標であることから、その予測値と実測値との相関について当面60%程度の寄与率を目指す
2 黄砂による健康影響に係る調査対象者数	50例	25年度	350例	28年度	50	150	250	350	-	-	-	本施策においては、調査モデルの設定から一定数のサンプルを確保しなければ正しい結果を導くことが困難であることから、検討会において年間100例程度の調査数を確保することが妥当とされたため。
3 自治体からの希望に応じて作成した熱中症啓発資料 (リーフレット2種、はがき、カード)単位:千部	1,343千部	24年度	-	-	-	-	-	-	-	-	-	環境省が発行している熱中症対策の普及啓発資料に対する自治体からの希望数を指標とすることで、全国の自治体がどの程度関心をもって対策を行おうとしているかが把握できるため。
4 自治体向け講習会参加自治体における暑くなる前から熱中症対策を行っている自治体の割合	89.8%	25年度	-	-	-	-	-	-	-	-	-	環境省が発行している熱中症対策の普及啓発資料に対する自治体からの希望数を指標とすることで、全国の自治体がどの程度関心をもって対策を行おうとしているかが把握できるため。
達成手段 (開始年度)	予算額計(執行額)				当初予算額	関連する指標	達成手段の概要等	平成26年 行政事業レビュー 事業番号				
	23年度	24年度	25年度	26年度								
(1) 評価事業費 (平成21年度)	24 (24)	24 (22)	23	22	1, 2	花粉及び黄砂の健康影響についての調査・研究を実施するほか、花粉飛散についての予測等を実施し、一般へ情報提供を行う。これにより、健康影響が生じる原因やその対処方法等について国民の理解が進むとともに、事前に花粉の飛散状況等を把握することで、適切な予防を実施することができる。	277					
(2) 環境汚染物質以外の因子に関する健康影響基礎調査費	3 (9)	3 (6)	3	1	3	熱中症対策に関するマニュアルやリーフレット等を作成し配布することにより、健康影響が生じる原因やその対処方法等について国民の理解が進み、適切に予防が実施される等の意識啓発が進む。平成26年度より(2)に統合。 平成25年度熱中症救急搬送者数 58,729人、死亡者数 約1,030人	278					
施策の予算額・執行額	27 (33)	26 (28)	25	24	施策に関係する内閣の重要政策 (施政方針演説等のうち主なもの)							